

仕 様 書

- 1 件 名 携帯型残留塩素測定器の購入
- 2 納入期限 令和7年（2025年）9月30日
- 3 納入場所 草加市氷川町2118番地5 草加市水道庁舎
- 4 支払方法 納入後一括払
- 5 仕様等
 - (1) 試 薬 残留塩素用発色剤（N,N-ジエチルー p-フェニレンジアミンを含むもの）
 - (2) 測定対象 水道水
 - (3) 測定項目 残留塩素（遊離及び全残留塩素）
 - (4) 測定範囲 0.00～5.00mg/L
 - (5) 定量下限値 0.1mg/L 以下（変動係数 20%）
 - (6) 表 示 小数点以下2位までを表示可能であるもの
 - (7) 使用温度範囲 0～40℃
 - (8) 使用湿度条件 0～90%（結露しないこと）
 - (9) 電 源 乾電池
 - (10) 本体材質 ABS樹脂相当
 - (11) 付 属 品 標準付属品
 - (12) 適用法令 水道法施行規則第十七条第二項
- 6 発注数量 1台
- 7 その他
 - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定又は改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

8 問合せ先

草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係
電話 048（924）3807（直通）